

# 高岡医療圏 入退院支援ルール

～入院時から退院後まで安心して療養生活を過ごしていただくために～



富山県高岡厚生センター

平成 28 年 3 月  
(令和 3 年 3 月改訂版)

平成 26 年の介護保険法の改正により、地域包括ケアに関連した取り組みや医療介護の連携に関する事業等が充実されたところです。

介護を要する患者が、入院時から自宅での療養生活を踏まえた療養環境の中で治療を受け、退院後も円滑に在宅等で療養生活を送っていただくためには、医療と介護の連携が大変重要となります。

高岡医療圏においては、これまでも医療機関とケアマネジャーの連携を進めていただいているところですが、このたび、高岡医療圏内の病院・有床診療所とケアマネジャーの連携がより円滑になりますよう、管内の医師会、医療機関、ケアマネジャー代表の方々と高岡市、射水市、氷見市の3市の在宅医療介護連携担当部署の方とともに、介護保険利用者の医療と介護の連携について検討を重ねてきました。

本冊子は、入院時、退院時における患者の治療や介護に関する情報の共有が円滑に進むよう、どのような患者について、どのような情報を共有するかを明確にするとともに、管内の病院・有床診療所の連絡窓口を一覧表として取りまとめたものです。

今後、病院・有床診療所の関係者の皆様と、地域のケアマネジャーの皆様の連携が一層推進され、在宅で医療と介護を要する方が安心して療養生活を送ることができるよう、本冊子を広く活用していただければ幸いです。

最後に本冊子をまとめるにあたり、ご理解とご協力をいただきました関係者の皆様に厚くお礼申し上げます。

平成 28 年 3 月

富山県高岡厚生センター

## 目 次

1	入院時の地域から病院・有床診療所への連絡	1
2	退院時の病院・有床診療所から地域への連絡 担当ケアマネジャーが決まっている場合	2
3	退院時の病院・有床診療所から地域への連絡 担当ケアマネジャーが決まっていない場合	3
4	各病院・有床診療所の入退院支援担当窓口等	4
	高岡市内病院・有床診療所	4
	射水市内病院・有床診療所	5
	氷見市内病院・有床診療所	6
5	市の介護保険申請窓口等	7

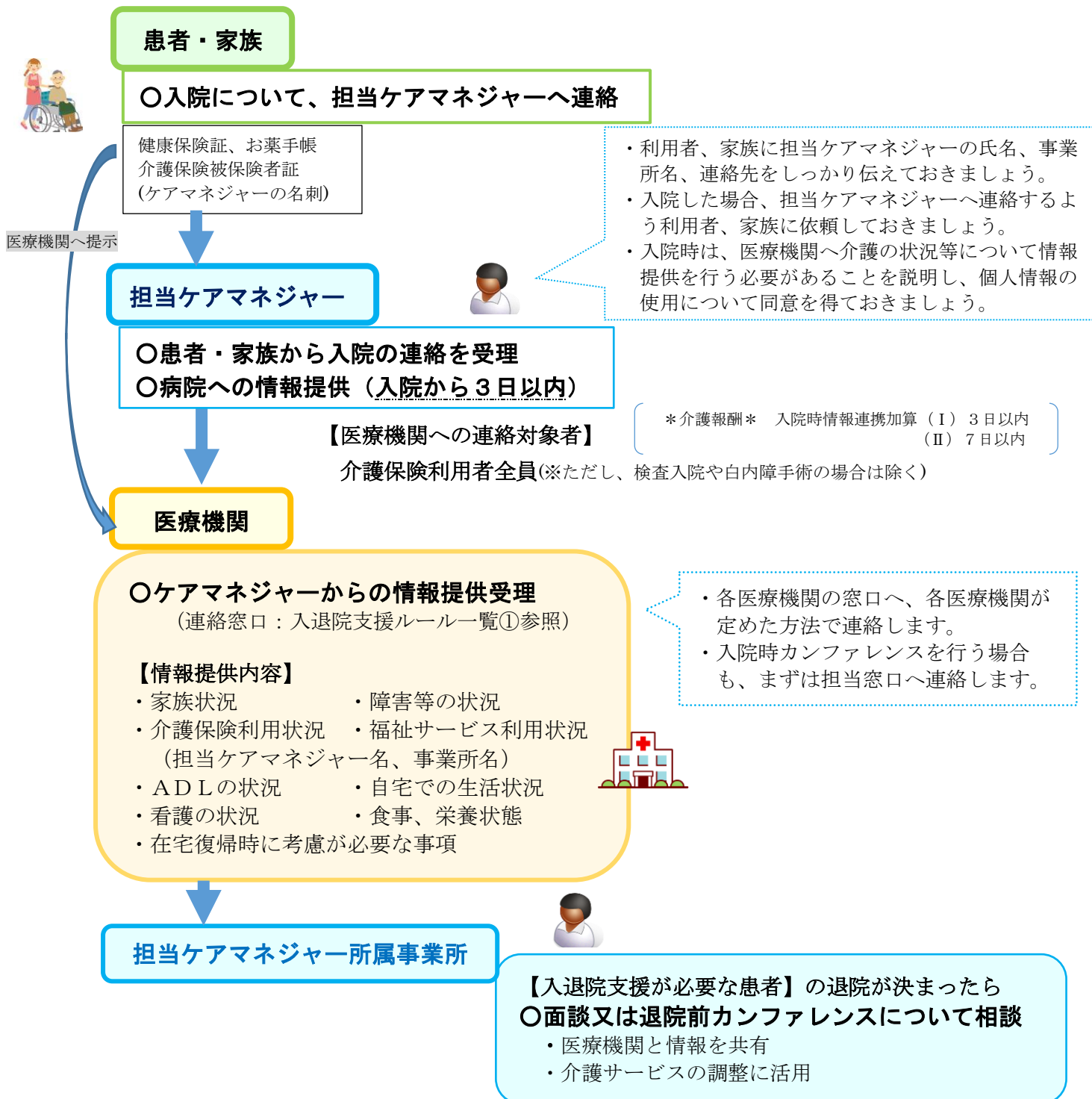
### 改定経緯

版数	発行年月	改定内容
初版	平成28年3月	初版発行
第2版	平成28年5月	射水市の機構改革による連絡先の変更（p. 2、7）
第3版	平成29年3月	医療機関及び射水市の機構改革等による連絡先等の変更（p. 2、4～7）
第4版 暫定版	平成30年3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ルールの変更（「退院調整ルール」から「入退院支援ルール」）</li> <li>・医療機関及び射水市・氷見市の連絡先、平成30年度診療報酬・介護報酬改定による内容等の変更（p. 1～7）</li> </ul>
第5版	平成31年2月	・医療機関の連絡先等の変更（p. 4～6）
第6版	令和3年3月	・医療機関の連絡先等の変更（p. 4～6）

# 入院時の地域から病院・有床診療所への連絡

## 【入院時】 担当している利用者が入院した場合

※①～⑧は各医療機関入退院支援  
ルールの項目に対応



・ケアマネジャーは、利用者の入院の連絡を受けたら、訪問看護ステーションや介護サービス事業所へ入院期間中のサービス休止を依頼します。

# 退院時の病院・有床診療所から地域への連絡

## 【退院時】 担当ケアマネジャーがいる場合

医療機関

外来



### ○入院時アセスメント

日常生活能力、認知機能能力、意欲等の総合的評価

### ○退院支援計画書・療養支援計画の作成

退院困難な要因を有する患者

(\*診療報酬\* 総合評価加算：入院中1回)

### ○【入退院支援が必要な患者】の選定

- 1 ADL等が入院時の状態より悪化した方
  - (1)立ち上がりや歩行に介助が必要な方
  - (2)食事に介助が必要な方
  - (3)排泄に介助が必要な方
  - (4)日常生活に支障をきたすような症状がある認知症の方
- 2 医療処置が必要な方
- 3 がん末期の方
- 4 誤嚥性肺炎等の急性呼吸器感染症の方
- 5 医療系サービス（訪問看護、リハビリテーション等）が必要な方
- 6 リハビリテーションに関する情報提供が必要な方
- 7 栄養（摂食・嚥下等）に関する情報提供が必要な方
- 8 在宅復帰時に考慮が必要な事項がある方（独居、ケアマネジャーから退院調整の希望あり等）
  - ・虐待、その疑いがある方
  - ・生活困窮者
  - ・入退院を繰り返している方
  - ・養育又は介護を十分提供できない状況の方
- 9 住宅改修が必要な方



1つでも当てはまれば（さらに重度も）担当ケアマネジャーへ連絡（又は面接）

主治医から退院の許可

### ○退院等について連絡

（連絡窓口：入退院支援ルール一覧③参照）

(\*診療報酬\* 介護支援等連携指導料（入院中2回））

患者・家族

入退院支援が必要な患者に限らず  
【サービス再開の依頼】

担当ケアマネジャー所属事業所

【患者・家族の情報から、担当事業所等を把握出来ない時の連絡先】  
高岡市居住者：高岡市高齢介護課認定審査係 ☎0766-20-1365  
射水市居住者：射水市地域福祉課地域支援係 ☎0766-51-6625  
氷見市居住者：氷見市福祉介護課介護保険担当 ☎0766-74-8066

・主治医から退院が許可されたら、各施設の運用で早々に担当ケアマネジャーへ連絡しましょう。

医療機関

担当ケアマネジャー

### ○面談 又は ○退院前カンファレンス

情報共有と支援内容の検討

（医療機関面談担当者：退院調整ルール一覧④参照）

(\*診療報酬\* 退院時共同指導料1、2  
介護支援等連携指導料（入院中2回）

担当ケアマネジャー

- ・サービス調整
- ・ケアプランの作成

(\*介護報酬\* 居宅介護支援事業所  
退院退所加算

### ○ケアマネジャーへ退院（予定）日の連絡・情報提供

【情報提供内容】（連絡窓口：入退院支援ルール一覧⑤参照）

- ・退院日
- ・入院経過（病状、治療）
- ・必要な医療処置
- ・退院直近のADL
- ・リハビリテーションに関する事
- ・排泄に関する事
- ・食事に関する事 等（※薬剤情報についてはお薬手帳参照）

(\*診療報酬\* 入退院支援加算1、2（退院時1回））

- ・医療系サービス利用者のケアプランの交付
- ・口腔、服薬等に関する情報伝達

(\*介護報酬\* 特定事業所加算



\*診療報酬・介護報酬については、算定要件がある。

**【退院時】 担当ケアマネジャーがいない場合**

**医療機関**

○入院時アセスメント

○病棟カンファレンス

地域医療連携室等

病棟

○患者・家族に介護保険の必要性、申請手続きを説明

(医療機関面談担当者：入退院支援ルール一覧⑥⑦参照)

〔\*診療報酬\* 総合評価加算  
入院中1回〕

医療機関は、新たに介護保険を利用する患者について、入院中に担当ケアマネジャーが決まるよう早期から支援しましょう。

**患者・家族**

**患者・家族**

○介護保険申請・認定調査

**【介護保険新規申請窓口】**

高岡市居住者：高岡市高齢介護課認定審査係

☎0766-20-1365

射水市居住者：射水市介護保険課認定係

☎0766-51-6627

氷見市居住者：氷見市福祉介護課介護保険担当

☎0766-74-8066

保険者（高岡市・射水市・氷見市）

○介護保険審査会・介護認定

**患者・家族**

○担当ケアマネジャーの決定

**医療機関**

○退院等についてケアマネジャーへ事前連絡

(入退院支援ルール一覧⑧参照)

(\*診療報酬\* 介護支援等連携指導料 (入院中2回))

○面談 又は ○退院前カンファレンス

情報共有と支援内容の検討

(\*診療報酬\* 退院時共同指導料 1、2)

担当ケアマネジャー

- ・サービス調整
- ・ケアプランの作成

〔\*介護報酬\* 居宅介護支援事業所  
退院退所加算〕

○ケアマネジャーへ退院（予定）日の連絡・情報提供

【情報提供内容】

- ・退院日
- ・入院経過（病状、治療）
- ・必要な医療処置
- ・退院直近のADL
- ・リハビリテーションに関すること
- ・食事に関すること 等（※薬剤情報についてはお薬手帳参照）

(\*診療報酬\* 入退院支援加算 1、2 (退院時1回))

- ・医療系サービス利用者のケアプランの交付
- ・口腔、服薬等に関する情報伝達

〔\*介護報酬\* 特定事業所加算〕